

1 相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント（第1事案）

(1) 処分年月日 令和6年4月19日

(2) 被処分者 消防本部 消防司令 男 50歳

(3) 処分内容

① 懲戒処分 停職1か月

② 分限処分 職位及び階級の降任

・職位：中隊長から主任主査に降任

・階級：消防司令から消防司令補に降任

(4) 処分理由

① 懲戒処分

(ア) 令和2年度から令和3年度にかけて、また、令和5年度において、後輩職員に対して、肩を日常的に拳で殴るなどの暴行を行っていた。

(イ) 令和5年度において、後輩職員の身体に目掛けて、サンダルを後ろから蹴り飛ばしてぶつけるなどの暴力をしていた。

(ウ) 令和2年度から令和3年度にかけて、また、令和5年度において、後輩職員に対して、「やめろ」「死ねばいいのに」「お前のこと嫌いだから」などと、日常的に暴言を言っていた。

(エ) 上記のパワーハラスメントを行ったことにより、後輩職員に強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた。

(オ) 他の後輩職員に対しても、日常的に、肩を拳で殴る、脇腹を殴る、膝を後ろから蹴るなどの暴行を行っていた。

(カ) 他の後輩職員に対しても、「お前のこと嫌いだから」などと、日常的に暴言を言っていた。

以上の規律違反により、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号、並びに相馬地方広域市町村圏組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条及び第4条の規定に基づき懲戒処分としたもの。

② 分限処分

これまでのハラスメント行為によって後輩職員を委縮させ、職員相互の信頼関係を損なうなど、消防組織の職場環境を悪化させたことは、公務の能率の維持の観点から看過し難いものである。

特に消防組織においては、職員間で緊密な意思疎通を図ることが、消防職員や住民の生命や身体の安全を確保するために重要であることを鑑みれば、中隊長という隔日勤務職員の部を指揮する職位に必要な適格性を欠いており、消防組織の運営及びその職務の円滑な遂行に支障がある。

以上の事実により、地方公務員法第28条第1項第3号の規定に基づき分限処分としたもの。

2 相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント（第2事案）

(1) 処分年月日 令和6年4月19日

(2) 被処分者 南相馬消防署鹿島分署 消防司令 男 51歳

(3) 処分内容

① 懲戒処分 停職3か月

② 分限処分 職位及び階級の降任

・職位：中隊長から主任主査に降任

・階級：消防司令から消防司令補に降任

(4) 処分理由

① 懲戒処分

(ア) 令和2年度から令和3年度にかけて、後輩職員の肩を、日常的に拳で殴るなどの暴行を行っていた。

(イ) 令和3年度において、後輩職員に対して、顔面に拳を寸止めしようとしたところ、後輩職員の顔面に拳が当たり、口内から出血するという負傷を負わせた。

(ウ) 令和2年度から令和3年度にかけて、後輩職員に対して、「この仕事に向いてない」「早く辞めた方がいいよ」などと、日常的に暴言を言っていた。

(エ) 上記のパワーハラスメントを行ったことにより、後輩職員に強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた。

(オ) 他の後輩職員に対しても、日常的に肩を殴るなどの暴行を行っていた。

(カ) 他の後輩職員に対しても、「早く辞めた方がいい」などと、日常的に暴言を言っていた。

以上の規律違反により、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号、並びに相馬地方広域市町村圏組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条及び第4条の規定に基づき懲戒処分としたもの。

② 分限処分

これまでのハラスメント行為によって後輩職員を委縮させ、職員相互の信頼関係を損なうなど、消防組織の職場環境を悪化させたことは、公務の能率の維持の観点から看過し難いものである。

特に消防組織においては、職員間で緊密な意思疎通を図ることが、消防職員や住民の生命や身体の安全を確保するために重要であることを鑑みれば、中隊長という隔日勤務職員の部を指揮する職位に必要な適格性を欠いており、消防組織の運営及びその職務の円滑な遂行に支障がある。

以上の事実により、地方公務員法第28条第1項第3号の規定に基づき分限処分としたもの。